

令和2年5月12日

保護者の皆様

三重県立松阪商業高等学校

県立学校の今後の学校教育活動の再開にかかる検討状況について

保護者の皆様におかれましては、平素より、また臨時休業期間中の本校の取組に対し御理解・御協力を賜り、改めて心より御礼申し上げます。

本県におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に向けた「三重県緊急事態措置」が実施されています。県立学校については、緊急事態措置における5月6日までの移動自粛の効果が、約2週間先に確認されることなどから、5月31日まで臨時休業となり、休業期間中の登校日については5月20日に、学校の再開は5月25日に県教育委員会が判断することとされています。

こうした中で、5月14日には国の専門家会議が最新の分析を行い、緊急事態宣言について何らかの見直しが見込まれます。また、本県では、5月5日に発表された三重県緊急事態措置（ver. 2）において、学校が休止を要請しない施設となり、県内の感染者も4月25日以降確認されていない状況にあります。

このため、県教育委員会において、子どもたちの安全を第一に考えつつ、学びの継続を保障するため、5月14日に国の発令の見直しが行われた場合には、本県の感染状況に加えて、愛知県、岐阜県の発令内容、隣接県の対応などを踏まえ、登校日や学校再開の判断を早め、状況によっては5月18日から学校を再開し、学年毎の分散登校を段階的に始めることが検討されています。

こうした状況をふまえ、本校におきましても、学校が再開された場合、在校時及び登下校時の感染防止対策を徹底したうえで、分散登校を実施することについて検討しているところです。

当該方針は、これからの感染状況や、5月14日に発表予定の国の方針の内容によって変更があり得ますが、取り急ぎ、現在の検討状況として、保護者の皆様方にもご連絡させていただきます。

学校教育活動を再開する場合の、具体的な日程や登校の仕方など、詳細につきましては、5月14日以降に改めてお知らせします。

また、本校におきましては、今回の臨時休業に伴い、生徒の学習を保障するため、夏季休業を7月28日から8月23日とすることとしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。